

運 営 規 程

(医療保険用)

医療法人 つくし会

訪問看護ステーション おおそね

(事業の目的)

第1条 医療法人つくし会が開設する訪問看護ステーションおおそね（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、ターミナル期にある人、精神障害者、難病の人、重度身体障害者等に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、訪問看護対象者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションおおそね
- (2) 所在地 南国市大埴乙1259-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（看護師） 常 勤 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 管理者を含め常勤換算 2.5名以上
看護職員は指定訪問看護の提供に当たる。
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じ配置する。
指定訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日と営業時間

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
土曜日	午前8時30分～午後0時30分
休業日	日曜日・祝祭日・12月30日～1月3日
- (2) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法)

第6条 指定訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又は家族から直接事業所に連絡があった場合は、かかりつけの医師に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者にかかりつけの医師がいない場合は、本人及び家族で相談して、かかりつけの医師を決めて受診してもらい(2)と同じ手順をとる。

(事業の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事(栄養)及び排泄等日常生活の援助
- (4) 褥瘡や創傷の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (8) カテーテル等の交換及び管理
- (9) その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置
- (10) 本人、家族への精神的支援

(緊急時における対応方法)

第8条 看護職員等は指定訪問看護実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに利用者のかかりつけ医師に連絡し、指示を仰ぎ適切な処置を行うこととする。かかりつけ医師へ連絡がつかない場合は救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2. 看護職員等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及びかかりつけ医師に報告しなければならない。

(利用料等)

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料はあらかじめ利用者や家族に対してその趣旨を説明し理解を得ることとする。

- (1) 基本利用料
健康保険法等に基づく額を徴収する。
但し下記に該当する場合は別途料金が必要になります。
 - 1) 標準的な訪問看護の時間(2時間)を超えた場合
1時間につき 2,000円
 - 2) 休日、時間外の訪問看護
1時間につき 2,500円

(2) その他の利用料

- 1) 交通費 (別紙交通費一覧表による)
- 2) 日常生活上必要な物品購入費 (実費)
- 3) 死後の処置料 10,000円

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施区域は、南国市、香美市及び香南市とする。ただし、これ以外は相談に応じる。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、関係医療機関、関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2. 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行うものとする。
3. 事故が生じた際はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずるものとする。

(相談窓口、苦情対応)

第12条 サービスに関する相談や苦情については、下記のとおり対応する。

相談員 : 管理者 近森 真由美 (看護師)
電話・FAX : 088-864-0151
対応時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:15
土曜日 8:30～12:30

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、当該事業所従業者又は養護者 (利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第15条 事業所は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる必要な措置を講じる。

- (1) 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- (2) 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。
- (3) 感染症の発生及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

(身体的拘束等の適正化)

第16条 事業所は、身体的拘束の適正化について次の通りとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない杯位を除き、身体的拘束等を行わない。
- (2) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 身体拘束適正化の対策を虐待防止委員会で3ヶ月に1回以上検討しその結果を職員に周知徹底する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所としての社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、業務態勢を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. 賠償保険制度に加入し、訪問中の事故（身体の障害、財物の損害）の賠償に備える。
5. 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより、訪問看護職員等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人つくし会が定めるものとする。

(付則) この規程は平成16年9月1日より施行する。

2. 平成18年4月24日一部改訂。

3. 平成19年4月1日一部改訂。

4. 平成27年3月1日一部改訂。

5. 平成29年6月1日一部改訂。

6. 令和6年2月1日一部改訂。

7. 令和6年4月1日一部改訂。

運 営 規 程

(介護保険用)

医療法人 つくし会

訪問看護ステーション おおそね

(事業の目的)

第1条 医療法人つくし会が開設する訪問看護ステーションおおそね（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、ターミナル期にある人、精神障害者、難病の人、重度身体障害者等に対し、適正な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、訪問看護対象者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションおおそね
- (2) 所在地 南国市大埴乙1259-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（看護師） 常勤 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 管理者を含め常勤換算 2.5名以上
看護職員は指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じ配置する。
指定訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日と営業時間
 - 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
 - 土曜日 午前8時30分～午後0時30分
 - 休業日 日曜日・祝祭日・12月30日～1月3日
- (2) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法)

第6条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又は家族から直接事業所に連絡があった場合は、かかりつけの医師に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者にかかりつけの医師がない場合は、本人及び家族で相談して、かかりつけの医師を決めて受診してもらい(2)と同じ手順をとる。

(事業の内容)

第7条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事(栄養)及び排泄等日常生活の援助
- (4) 褥瘡や創傷の予防及び処置
- (5) リハビリテーション(ADLの維持、向上)
- (6) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (8) カテーテル等の交換及び管理
- (9) その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置
- (10) 本人、家族への精神的支援

(緊急時における対応方法)

第8条 看護職員等は指定訪問看護・指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに利用者のかかりつけ医師に連絡し、指示を仰ぎ適切な処置を行うこととする。かかりつけ医師へ連絡がつかない場合は救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2. 看護職員等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及びかかりつけ医師に報告しなければならない。

(利用料等)

第9条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施区域は、南国市、香美市及び香南市とする。ただし、これ以外は相談に応じる。

(事故発生時の対応)

- 第11条 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、関係医療機関、関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
2. 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行うものとする。
 3. 事故が生じた際はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずるものとする。

(相談窓口、苦情対応)

第12条 サービスに関する相談や苦情については、下記のとおり対応する。

相談員 : 管理者 近森 真由美 (看護師)

電話・FAX : 088-864-0151

月曜日～金曜日 : 8:30～17:15

土曜日 : 8:30～12:30

2. 公的機関においても、苦情の申し立てが可能である。

南国市長寿支援課 電話 088-880-6556

香美市健康介護支援課 電話 0887-52-9280

香南市高齢者介護課 電話 0887-57-8510

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第15条 事業所は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる必要な措置を講じる。

- (1) 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- (2) 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。
- (3) 感染症の発生及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

(身体的拘束等の適正化)

第16条 事業所は、身体的拘束の適正化について次の通りとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない杯位を除き、身体的拘束等を行わない。
- (2) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 身体拘束適正化為の対策を虐待防止委員会で3ヶ月に1回以上検討しその結果を職員に周知徹底する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所としての社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、業務態勢を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. 賠償保険制度に加入し、訪問中の事故（身体の障害、財物の損害）の賠償に備える。
5. 事業所は、適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問看護職員等の就業環境が害されることを防止するための、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人つくし会が定めるものとする。

(付則) この規程は平成16年9月1日より施行する。

2. 平成18年4月24日一部改訂。
3. 平成19年4月1日一部改訂。
4. 平成27年3月1日一部改訂。
5. 平成29年6月1日一部改訂。
6. 令和6年2月1日一部改訂。
6. 令和6年4月1日一部改訂。